公益財団法人大垣勤労者福祉サービスセンター定款

第1章 　総則

（名称）

第1条 　この法人は、公益財団法人大垣勤労者福祉サービスセンターと称する。

（事務所）

第2条 　この法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

第2章 　目的及び事業

（目的）

第3条 　この法人は、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町及び本巣市（以下「大垣地域」という。）の事業所に従事する勤労者及び事業主並びに大垣地域に居住する勤労者及びその家族その他住民（以下「勤労者等」という。）に対する総合的な福祉事業を実施するとともに、大垣市が設置する勤労者等のための施設の管理運営を行い、もって勤労者等の福祉の増進と文化教養の向上を図り、併せて企業の振興及び発展並びに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　勤労者等の健康管理に関する事業

⑵　勤労者等の余暇活動に関する事業

⑶　勤労者等の生涯学習に関する事業

⑷　勤労者等の生活の安定に関する事業

⑸　勤労者等の福利厚生の情報提供に関する事業

⑹　勤労者等の共済給付に関する事業

⑺　勤労者等のための施設の管理に関する事業

⑻　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 　前項の事業は、大垣地域内において行うものとする。

第3章 　資産及び会計

（財産の拠出）

第5条 　設立者は、別表の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

（基本財産）

第6条 　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第7条 　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

⑹　財産目録

2 　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 　評議員

（評議員の定数）

第10条　この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

⑴　各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ　ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

⑵　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 　評議員は、第10条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条　評議員に対して、日額10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 　評議員会

（構成）

第14条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条　評議員会は、次の事項について決議する。

⑴　理事及び監事の選任又は解任

⑵　理事及び監事の報酬等の額

⑶　評議員に対する報酬等の支給の基準

⑷　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

⑸　定款の変更

⑹　残余財産の処分

⑺　合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

⑻　基本財産の処分又は除外の承認

⑼　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第17条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第19条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任

⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準

⑶　定款の変更

⑷　基本財産の処分又は除外の承認

⑸　その他法令で定められた事項

3 　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第20条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第21条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 　前項の議事録には、議長のほか、その評議員会に出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 　役員

（役員の設置）

第23条　この法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　5名以上10名以内

⑵　監事　2名以内

2 　理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

3 　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第27条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 　理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（役員の報酬等）

第29条　理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（責任の一部免除又は限定）

第30条　この法人は、法人法第198条において準用する法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 　この法人は、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等（業務執行理事若しくはこの法人の使用人でない理事又は監事をいう。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 　理事会

（構成）

第31条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第32条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2 　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

（決議）

第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 　前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 　前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

（解散）

第38条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第39条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）

第40条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第41条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 　公告の方法

（公告の方法）

第42条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　事務局

（事務局）

第43条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 　事務局には、事務局長及び所要の使用人を置く。

3 　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 　事務局長以外の第2項の使用人は、理事長が任免する。

5 　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章　会員

（会員）

第44条　この法人に会員を置く。この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。

2 　会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（会費）

第45条　会員は、理事会の決議により別に定める規則に基づき、会費を納入しなければならない。

第12章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第46条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するものとする。

2 　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第47条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章　補則

（法令の準拠）

第48条　本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

（委任）

第49条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1 　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 　整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 　この法人の最初の理事長は堀冨士夫、副理事長は上田勝弘、常務理事は上田静夫とする。

4 　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

川口秀治　　小野容　　説田和彦　　藤吉繁子　　北嶋勉　　蛭牟田芳枝

末松智子　　北野英樹　　原光彦　　山口浩史

附　則

この定款は、平成29年10月1日から施行する。

附　則

この定款は、令和6年6月1日から施行する。

附　則

この定款は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条、第6条関係）

設立者　大垣市

|  |  |
| --- | --- |
| 財産種別 | 場所・物量等 |
| 定期預金 | 大垣共立銀行大垣市役所出張所　　　　　　10,000,000円 |